

幼稚園教育要領領域「表現」の変遷に関する考察 — 小学校学習指導要領の影響を通して —

中村 三緒子

(2017年9月30日受理)

要 旨

小学校学習指導要領の「音楽科」と「図画工作科」と幼稚園教育要領の領域「表現」の変遷を参照し、幼稚園教育要領と小学校学習指導要領の音楽科は一貫して教師主導型指導による基礎的な感覚・技能の育成が中心課題であったこと、図画工作科は子どもの内側から沸き上がる衝動や能動性が継承されてきたことを示した。2008（平成20）年の幼稚園教育要領の音楽において「感性」が重視され、「基礎的感覚及び技能など音楽的能力の育成」が除かれた。保育者には子どもが感じ取るものとしての環境を意識することが求められ、保育者自身が豊かな感性をもち、日々の生活のなかにある美しさなどを感じとり、子どもに伝えていくことも重要である。

キーワード 幼稚園教育要領、領域「表現」、小学校学習指導要領「音楽科」・「図画工作科」

1. はじめに

幼稚園教育要領が1989（平成元）年に改訂され、保育内容は6領域「健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作」から5領域「健康・人間関係・環境・言葉・表現」となり、幼児の主体性を重視し、遊びを通じた指導という考え方が示された。その後、幼稚園教育要領は1998（平成10）年、2008（平成20）年と2回改訂されたが、今日も保育者はどのように幼児の表現を引き出したらよいか手探り状態である⁽¹⁾。

1989（平成元）年の幼稚園教育要領の改訂以来、練習効果が表れ、見た目に評価されやすい、鼓笛隊など保育者が教える音楽を幼稚園の特徴として行う園や逆に楽器活動を全く行わない園、「音楽」という語句が消えたことにより、保育現場では音楽は必要ないと思われ、以前の音楽活動は全て否定され、一斉歌唱や楽器の使用を突然やめてしまう園もあった⁽²⁾。また、豊かな表現を育むことを模索している園もあり、保育現場は混沌とした状態から抜け出していない⁽³⁾。保育の現場でも、園によって音楽活動のとらえ方は千差万別であり、さま

1

ざまな理解による「表現」の保育が行われている⁽⁴⁾。また、「表現」の立ちあげから20年以上経過した現在でも「表現」の内容や方法に関する議論は後を絶たない。「表現」の出現によって起きた表現に対する関心、議論、保育者養成校での音楽の位置づけ⁽⁵⁾や表現領域活動に関する保育者養成教育のあり方⁽⁶⁾、身体表現⁽⁷⁾、美術教育の接続⁽⁸⁾など、表現に関する保育現場や養成校での取組などは研究されてきたが、実際の保育や教育を変えるまでには至っていない⁽⁹⁾。

以上を踏まえた上で本稿では幼稚園教育要領に影響を与えてきた小学校学習指導要領の「音楽科」と「図画工作科」の変遷と幼稚園教育要領の領域「表現」の変遷を参照しながら、保育現場で求められる「表現」の課題を明らかにしたい。

2. 領域「表現」の歴史的変遷

1) 幼稚園教育要領の変遷

わが国に幼稚園が設立されたのは1876(明治9)年の東京女子師範学校附属幼稚園にはじまる。この時は保育に関する国の規定がなかったため、幼稚園独自の「附属幼稚園規則」を定め、その中で保育科目は「第一物品科、第二美麗科、第三知識科」とされていた。その後、1899(明治32)年に保育内容、方法、施設、設備などに関する国の規定である「幼稚園保育及設備規程」が定められ、保育内容の項目は「遊嬉」「唱歌」「談話」「手技」とされた。1926(大正15)年「幼稚園令」が施行され、「遊戯」「唱歌」「観察」「談話」「手技等」の保育5項目が国の規定として位置づけられた。1948(昭和23)年「保育要領」と変化するなかで、子どもの実態に即して保育内容は変化してきた。子どもの自由な遊びを重視して子どもの全般にわたる活動を含むものに変化した。

1948(昭和23)年試案として文部省は「保育要領・幼児教育の手引き」を刊行した⁽¹⁰⁾。「保育要領」では保育の内容として見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事の12項目が挙げられた⁽¹¹⁾。

1948(昭和23)年頃から小学校などで様々な実験的試み、コア・カリキュラム運動が幼児教育にも影響を与えた。幼児教育現場では保育要領に対する様々な反応や見解が現れ、幼児の自由で自発的な活動を重視することには同意しながら、系統性や計画性を望む意見が多くなった⁽¹²⁾。

1956(昭和31)年に制定された「幼稚園教育要領」には、幼稚園の保育内容は小学校との一貫性を持たせたこと、幼稚園教育の目標を達成するために、「幼児の発達上の特質を考え、目標に照らして、適切な経験を選ぶ必要がある」とし、学校教育法に掲げる5つの目標に従って、保育内容は健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の6領域に分類⁽¹³⁾された。保育内容は領域別に「望ましい経験」を示すものであったため、領域を小学校の教科のように考え、領域別の指導が行われる傾向が生まれた。この6領域時代には、運動遊び、自然物とのかかわり、歌、合奏、描画など具体的な活動を、保育者が「望ましい経験」として計画し、指導する、「活動中心主義」の傾向が広がった。音楽や描画などの表現にかかわ

る活動は結果としての作品のよしあしにこだわる作品主義・結果主義の傾向もみられるようになった⁽¹⁴⁾。領域の概念は教科の概念とどのような点が異なるのかを明らかにしなかったため、新教育思想に配慮した曖昧な内容となった⁽¹⁵⁾。その頃、幼稚園の増加により幼稚園教育分野に学校教育関係者が増加したこと等から、領域が教科のように指導された⁽¹⁶⁾。

これまでの状況を改善するため、1964（昭和39）年幼稚園教育要領は文部省告示をもって公示された。1956（昭和31）年の幼稚園教育要領と基本的な構成はほぼ同じだったが、次の6つの特色をもっていた。第1に幼稚園の教育課程の基準として確立したこと、第2に幼稚園教育の独自性をいっそう明確にしたこと、第3に教育課程の構成について基本的な考え方を明示したこと、第4にねらいを精選し、領域の性格をはっきりさせたこと、第5に望ましい幼児の経験や活動の意義をはっきりさせたこと、第6に指導上の留意事項を明示したことであった⁽¹⁷⁾。しかし、幼稚園教育要領が改訂された後も、領域の捉え方をめぐる混乱は続いた⁽¹⁸⁾。

1968（昭和43）年文部省は改訂幼稚園教育要領の趣旨を解説・補足するために「幼稚園教育指導書一般書」を刊行した。この中で、幼稚園教育要領に欠けていた教育課程の実質的な内容である望ましい幼児の経験や活動が補われた⁽¹⁹⁾。

1989（平成元）年幼稚園教育要領が改訂された⁽²⁰⁾。幼稚園における教育の内容は第2章にねらいと内容として示され、幼稚園教育の目標とその内容を幼児の発達の側面から5つの分野を区分した5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）が示された⁽²¹⁾。これは6領域が小学校教育での「教科に準じている」、「まぎらわしい」などの誤解に対応するものとして新たな視点から組み立てられた。また、従来の幼稚園教育要領では、教師が「望ましい経験や活動を選択し、配列して調和のとれた指導計画を作成し、これを実施しなければならない」とされ、望ましい経験や活動を教師主導で一斉に子どもにやらせることが一般的だったことに対して、新しい幼稚園教育要領は環境とのかかわりの中で、子どもを主体とした教育を行い、遊びを援助する保育への転換が期待された⁽²²⁾。1989（平成元）年の幼稚園教育要領改訂は1956（昭和31）年以降の幼稚園の小学校化から、幼児教育を原点に返す方向への転換だった。

1989（平成元）年までの幼稚園教育要領は遊びを中心とする保育に対して、保育者は何を見てどうすればいいのかという戸惑いや疑問の声があがっていたが、1998（平成10）年に改訂された幼稚園教育要領では、保育者の基本的な役割が記されるようになった⁽²³⁾。

2006（平成18）年に教育基本法改正、2007（平成19）年に学校教育法改正、2008（平成20）年に幼稚園教育要領が告示された。2008（平成20）年に改訂された幼稚園教育要領は、発達や学びの連続性、家庭と幼稚園生活の連続性に配慮しながら、計画的に環境を構成するという1989（平成元）年からの5領域の考え方を継続しつつ、幼小連携と協同的な学びの重視、食育の充実、子育て支援と預かり保育の内容や意義の明確化が示された⁽²⁴⁾。

2) 領域「表現」の成立と課題

1956(昭和31)年から幼稚園の保育内容は「幼稚園教育要領」のなかで規定されるようになり、保育内容は「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域となった。1956(昭和31)年の幼稚園教育要領では学校教育法に掲げる目的・目標に従って、教育内容を「望ましい経験」とされ、「望ましい経験」を6つの「領域」に分類整理し、指導計画の作成を容易にするとともに、各領域に示す内容を総合的に経験させることとして小学校以上における教科との違いが明示された⁽²⁵⁾。

1968(昭和43)年の幼稚園教育要領指導書では、6領域別に、幼児の経験や活動を通して達成されるべき137項目のねらいが示された。この幼稚園教育要領の特質の一つとして、小学校教育との一貫性が強調されたことが挙げられたが、6領域は小学校の教科のように把握され、領域別の個別的な指導に偏ってとらえられる傾向があった。

1989(平成元)年の幼稚園教育要領の改訂以降、保育内容が6領域から5領域になったことから、領域「表現」は、「絵画製作」と「音楽リズム」を合わせたものととらえられることが多かった。しかし、各領域のねらいは幼稚園修了までに育つことが期待されている「心情・意欲・態度」によって構成され、「楽しむ」という子ども自身の気持ちを重視したものとなっている。領域「表現」では表現に至る過程において、周囲のさまざまなものを味わう感性が表現することと切り離せないという考えが打ち出された⁽²⁶⁾。

1998(平成10)年に改訂された幼稚園教育要領においても領域「表現」の内容と方法に明確な方向性が見えないことで、現場においては技能指導に陥ることを避けるあまり、保育現場から造形や音楽などの芸術系の諸活動が後退する傾向が生じた。保育現場では音楽教育が次第に存在意義を失いつつある一方、幼児音楽教室に通う幼児数が増加し、音楽教育の現場は音楽体験の空洞化と知識の詰め込みに二極化していると指摘された。また、領域「表現」が入ったことで、現場では幼児の表現があらゆる場面で行われているために「対応しきれない」、「幼児の表現を読み取る方法がわからない」などの報告もあげられた。「音楽リズム」「絵画製作」という具体的な領域がなくなったことで、そのような活動を保育に行ってもよいか戸惑っていた⁽²⁷⁾。2008(平成20)年に告示された幼稚園教育要領は、1989(平成元)年の幼稚園教育要領の根本にある考え方、ねらい、内容を引き継ぎつつ、「他の幼児の表現に触れることや「表現する過程」をより重視している⁽²⁸⁾。

3. 領域「表現」と小学校学習指導要領「音楽科」・「図画工作科」

4 「表現」は従来の「絵画製作」と「音楽リズム」を単に合体したのではなく、さまざまな表現形態の根にあるものに目を注ぎ、それを育てることがめざされている。従来の楽器の演奏の仕方、絵の描き方といった表し方の技術にばかり目が注がれる傾向にあった。しかし、あらわしたくなるような「心のうずき」のような感性に目を向け、一人ひとりの幼児が感じている独自の世界をいかに表現できるようになっていくかが重視されている⁽²⁹⁾。

1947(昭和22)年学校教育法において幼稚園が学校体系に置かれて以来、小学校学習指

導要領は先行して制定され、1989（平成元）年までは小学校学習指導要領に示される方向に準拠する形で幼稚園教育要領が制定されてきた⁽³⁰⁾。以下では小学校の学習指導要領の音楽・図画工作と幼稚園教育要領の保育内容（音楽・絵画製作）に記された感性を参照し、音楽と絵画造形における表現に関する課題を明らかにしたい。

1) 1947（昭和22）年度 学習指導要領 音楽編（試案）・図画工作編（試案）

① 音楽科の教育目標⁽³¹⁾

小学校学習指導要領試案音楽編の教育目標に、「従来の教育は大人の頭や考えを子供に押しつけたきらいがあった。そのために、音楽教育がはなはだ説教的性格を帯び、したがって子供はこれに興味を感じなくなって卑俗な歌に走ったり、または音楽教育の内容が幼稚なものであるために児童の興味を引かなくなったりしたのである。これらの欠点はすべて訂正され、そして音楽の美しさを楽しみつつ正しい教育（下線は筆者、以下同様）が行われなければならない。」とあり、美しさを楽しむ正しい教育の必要性が記された。また、教育目標の冒頭には「音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性を養う」とあり、「人間が美しいものを好み、美によって限りない喜びを感じるのは、人間性の最も奥深いものから出て来るのであるから、音楽美の理解・感得は人間性の本質に向かって進んで行くことである」と記された。

「音楽は音を素材とする時間的芸術」であり、その「特異性」から「音楽は、演奏という形を通して表現せられ、且つ鑑賞せられる」⁽³²⁾。

音楽美の理解や感得を十分行わせるためには、「適当な教材によって音楽の美しさ、音楽のおもしろさを十分に味わわせるとともに、音楽についての知識及び技術をしっかり習得させること」、「正しい知識や技術をしっかりと植えつけて行くという方向に進まなければならない」と「器楽や更に進んでは作曲もやらなければならない」「鑑賞は音楽を楽しむことであるから、自由に心から音楽を楽しんで聴くことが大切である」「音楽の理解・感得をなすに当たっても、技術的な裏付けがあつて、はじめて、十分にその成果を期待し得るのである」と記され、知識・技術の育成が重視されていた。

② 図画工作科の教育目標⁽³³⁾

図画工作教育の必要性として「芸術心の啓培」があげられ、「美を愛し、美を創造し、美を味わい楽しむのは、人間の持つ一つの特性である。」「芸術は単なるぜいたくではなく、やむにやまれない人の本性から出発しているものである。この本性を育て、平和で、香りの高い文化を建設する素地を与えることは、教育の一つのつとめでなければならない。かかる使命をはたすために図画工作・音楽その他の芸術的な教科が置かれている」と記され、美を求め、人間の本性に注目した芸術教育であった。

「人は、だれでも、何か形あるものを作ろうとする造形衝動と、手足を働かせて仕事をしようとする仕事の衝動とを持っている。この二つの衝動が造形力の基礎となるのである」⁽³⁴⁾り、「表現の方法を体得し、意志の命ずるままに手が働くことなどの学習をしなければなら

ない」⁽³⁵⁾。また、「鑑賞の学習には、日常われわれの用いている工芸品を選択し評価して、その賢明な使用者となる能力を習得することや、美術品を見て、それに没入し、豊かな情操を養う」ことが重視され、「表現力や鑑賞力を体得する」ために「教材を含めてよい環境をつくるのが指導の先決問題と」記され、子ども本来の衝動が注目された。

2) 1947 (昭和22) 年度 保育要領 幼児教育の手びき (試案)

保育要領「幼児教育の手引き」では、幼稚園は「幼児期に適切な、それ独自の意義と使命」⁽³⁶⁾が強調された。また、「子供自身の中からわきおこってくる興味から出発した経験をさせるように、子供とともに考えよう。」⁽³⁷⁾「幼児自身の中にあるいろいろのよき芽ばえが自然に伸びていくのでなければならない」⁽³⁸⁾ことを重視した。「教師はそうした幼児の活動を誘い促し助け、その生長発達に適した環境をつくることに努めなければならない。」と記された。保育要領では、保育内容12項目の中に「リズム」「音楽」「絵画」「製作」が示された。

① 保育内容「リズム」、「音楽」⁽³⁹⁾

リズムでは「子供は常に生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがるものである。」とし「子供の心にある映像がリズム的に表現されることにより、感情は強く新鮮に豊かに」なり、「おとなの考えで振り付けた遊戯をその形のままで教えこむより、できる限り子供の自由な表現を重んじ、」「音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活を楽しませる」と記された。

音楽では「幼児に音楽の喜びを味わせ、心から楽しく歌うようにすること、それによって音楽の美しさをわからせることがたいせつなのである。」音楽美に対する理解や表現の力の芽ばえを養い、幼児の生活に潤いを持たせることができる。」「よい音楽を聞くことは、幼児の音楽教育の重要な部分を占める。」また、「リズム遊びに用いる音楽は、音楽的な立場から、最も美しく簡単なものであること」とあり、心から楽しむこと、内側から沸き起こる衝動と「美」が注目されていた。

② 保育内容「絵画」「製作」

「絵画」では「各幼児は表現すべき自己の思想を豊富に持っている。」描きたくするような環境を作ることが望ましい」こと、「教師は幼児に絵の手本を与えたり、描くものを示唆すべきでない。」「製作」においても「幼児の望むままに自由に、しかもすみやかにいろいろのものを作ることができる。」など、内側から沸き起こる衝動について記されている。しかし、「リズム」や「音楽」のように、「美」については触れられていない。

保育要領の「リズム」「音楽」「絵画」「製作」では、小学校学習指導要領試案の「図画工作科」で示されていた自発性が尊重され、共通していた。また、「音楽」は保育要領と小学校学習指導要領試案ともに、「美」について言及されていた。一方、小学校学習指導要領「音楽科」では、「芸術の特異性」ゆえに、美的な衝動より音楽の知識や技術を習得させる音楽的能力育成が重視された。

3) 1958 (昭和33) 年度 小学校学習指導要領⁽⁴⁰⁾ (昭和33年10月1日施行)

① 音楽科⁽⁴¹⁾

総括目標に「音楽経験を豊かにし、音楽的感覚の発達を図るとともに、美的情操を養う」ことが掲げられた。「鑑賞力、創造的表現力および知的理解」は学年に応じて詳しく記述され、「下学年では、まず明るく楽しい学習をさせ、主として感覚的な側面に重点をおいて指導し、上学年に進むにつれて、音楽を聞くこと、歌を歌うこと、楽器を演奏すること、簡単な旋律を作ることなどの態度や能力を伸ばし、楽譜などに対する初歩的な理解を与えて、自主的・創造的な学習ができるようにする」など、「実際の指導にあたっては教科のすべての目標の達成を目ざすようにする」と技能の育成が強調された。

昭和22年小学校要領試案音楽編に記された美を求める人間の本性に関する記述はない。鑑賞・表現(歌唱・器楽)は学年に応じた指導が記された。

② 図画工作科⁽⁴²⁾

総括目標は「絵をかいたり物を作ったりする造形的な欲求や興味を満足させ、情緒の安定を図る」であり、「下学年では、まず造形活動を活発に行わせて児童の欲求や興味を満足させることに重点をおいて指導し、上学年に進むにつれて、造形的な経験を豊かにし、表現や鑑賞の技能・態度を伸ばすとともに、美と用との両面にわたる造形的な秩序を理解したり、感じとったりすることができるようになることをねらいとして示したものである」と、教師の指導より美的衝動が注目され、昭和22年小学校要領試案図画工作編に近い表現がみられる。

4) 1963 (昭和38) 年 幼稚園教育要領⁽⁴³⁾ (昭和39年4月施行)

① 「音楽リズム」

ねらいの冒頭「のびのびと歌ったり、楽器をひいたりして表現の喜びを味わう。」には「のびのび」という語句が記され、「幼児が親しみやすく、歌いやすい歌を取り上げ、歌うことの喜びを味わわせ」「しだいに発声、音程などにも注意して歌うようにさせる」、「基礎的なひき方の指導を加えたり、可能な場合には簡易な分担奏を楽しませたりする」など、表現を楽しみながらも、基礎技能の育成が目指された。

② 「絵画製作」

ねらいの冒頭は「のびのびと絵をかいたり、ものを作ったりして、表現の喜びを味わう。」と「のびのび」という語句が使用され、「音楽リズム」と同様に幼児が表現を楽しみ喜びを味わうことが記された。また、「幼児の年齢や発達の程度に応じて、のびのびとした気持ちで思いのままに、現実的なもの空想的なものを絵にかいたり、ものに作ったりさせ、表現意欲をじゅうぶん満足させ、その喜びを味わわせるようにすること。」「日常生活のなかでつとめて美しいものに接する機会を多くし、身近な環境を美しくすることに興味や関心をもたせるようにし、美的な情操の芽ばえをつちかうようにすること。」など、表現意欲が重視され、内側からの美的衝動が注目された。「音楽リズム」のような基礎技能の育成に関する語句はみられない。

幼稚園教育要領は幼児教育の独自性が主張されながら小学校との一貫性が強調されていたが、「音楽リズム」は小学校学習指導要領「音楽科」と同様に技能指導が目指されていた。「絵画製作」は技能育成に関する語句は見られず、内側からの美的衝撃に関する記述は共通していた。

5) 1989 (平成元) 年度 小学校学習指導要領 (平成4年4月施行) と幼稚園教育要領 (平成2年施行)

① 小学校学習指導要領「音楽科」・「図画工作科」

音楽科⁽⁴⁴⁾の目標に「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性の基礎を培うとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。」と記され、「感性」という言葉が初めて使用された。また、各学年ごとに詳細な「表現」と「鑑賞」内容が記されている。小学1年生から「音楽を聴いて演奏できるようにする。」「歌い方や楽器の奏法を身に付けるようにする。」などと指導が強調された。

図画工作科⁽⁴⁵⁾の目標には「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎的な能力を育てるとともに表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。」とあり、学年ごとに「表現」と「鑑賞」について記され、内面の衝動が記された。

② 幼稚園教育要領 領域「表現」⁽⁴⁶⁾

平成元年の幼稚園教育要領より「音楽」「絵画製作」という固有の領域のとらえ方ではなく、遊びを中心とする生活の中で幼児の内側からわき上がる表現の手段として領域「表現」が位置づけられた。領域「表現」が初めて示され、「豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものである」とされた。

ねらいは「(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。」「(2) 感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。」「(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。」であり、小学校学習指導要領同様に「感性」という語句が初めて使用された。総則に「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする」や、留意事項には、「(1) 豊かな感性は、日常生活の中で美しいもの、優れたもの、心に残るような出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し様々に表現することなどを通して養われるようにすること。」とあるように、美的な衝動ではなく、環境を通しての衝動が目された。また、留意事項の「(3) 幼児が自分の気持ちや考えを素朴に表現することを大切にし、生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること。」とあるように技能指導ではなく、感性を養う方向に転換した。

8

6) 2008 (平成20) 年 小学校学習指導要領と幼稚園教育要領

① 小学校学習指導要領

音楽科⁽⁴⁷⁾の目標は「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する

感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」であり、図画工作科⁽⁴⁸⁾の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」である。音楽科と図画工作科の目標は共通している。

音楽科の各学年の目標には、「音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる」「基礎的な表現の能力を伸ばし」「様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽を味わって聴くようにする」など、技能育成が重視されていた。

図画工作科の各学年の目標には「つくりだす喜びを味わうようにする」「豊かな発想」「造形的な能力を伸ばす」「よさや美しさを感じ取る」など、内側からの衝動が記されている。

② 幼稚園教育要領

表現のねらいは「(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。」とされ、内側からの衝動と表現を楽しむことが記されている。内容のうち、音楽や絵画製作に関連する「(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。」とあるように、「表現する楽しさを味わう」に重点が置かれている。保育者に「幼児なりの表現」を「見守り支援し」「よりよい環境を用意し」幼児との「共感」が求められる指導観が示された⁽⁴⁹⁾。

4. まとめ

幼稚園教育要領が1989(平成元)年に改訂され、保育内容は6領域「健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作」から5領域「健康・人間関係・環境・言葉・表現」となり、幼児の主体性を重視し、遊びを通じた指導が示された。領域「表現」は「音楽リズム」と「絵画製作」を合わせたものにとらえられがちである。

本稿は、幼稚園教育要領に影響を与えてきた小学校学習指導要領の「音楽科」と「図画工作科」の変遷と幼稚園教育要領の領域「表現」の変遷を参照した。

幼稚園教育要領と小学校学習指導要領の音楽科においては一貫して教師主導型指導による基礎的な感覚・技能の育成が中心課題であったが、図画工作科は子どもの内側から沸き上がる衝動や能動性が継承されてきた。

幼稚園教育要領においても音楽は、小学校に準拠し、教師主導型指導による基礎的な感覚および技能育成に継承されたが、1956(昭和31)年は内側からわき出る衝動が注目された。絵画製作は、小学校と同様一貫して内側からわき出る子どもの衝動が注目されていた。2008(平成20)年の幼稚園教育要領では、音楽において「感性」が重視されてきた。しかし、

「美」への言及が消え「楽しむ」と「表現」という語句に集約され、「基礎的感覚及び技能など音楽的能力の育成」が退けられた。自然やモノとの相互作用によって子どもの内側からわき上がる美的衝動としての感性を育む幼児期の音楽について準拠すべき芸術指導観を失った⁽⁵⁰⁾。

幼児期の音楽教育は、絵画造形のように子どもの美的衝動を多様に発揮する方向になされていないため、音楽において、子どもの内側から溢れ出る美的衝動がどのように生まれるのかについて考えていく必要がある⁽⁵¹⁾。また、「表現」という言葉は意思のある「表」と内面の変化である「現」から成り立ち、前者は子どもが投げかけてきた「先生みて」などを受けとめることで、後者は子どもが知らず知らずに表している思いや状態を感じ取ることで成立しているという⁽⁵²⁾。「表現」は特定の活動や媒体に限定されるものではなく、子どもから発せられる様々な表現の在り方全体を含んでいる⁽⁵³⁾。保育者は子どもが感じ取るものとしての環境を意識することが求められ、保育者自身が豊かな感性をもち、日々の生活のなかにある美しさなどを感じとり、子どもに伝えていくことも重要である。

注

- (1) 志村洋子 「幼児とともに育つ—幼児の音楽的発達を求めて：保育者養成の場で音楽教育に何が必要か」『日本保育学科大会研究論文集』56、2004、S22頁。
- (2) 石川眞佐江 「幼稚園教育要領における音楽活動の位置付けの歴史の変遷：領域〈音楽リズム〉から領域〈表現〉への転換を中心に」『静岡大学教育学部研究報告 教科教育学篇』44、2013、104頁。
- (3) 野波健彦 「領域『表現』基本と改訂内容について」『初等教育資料』2008年10月号、東洋館出版社、2008、79頁。
大場牧夫 『表現原論 幼児の「あらわし」と領域「表現」』1996、萌文書林。
- (4) 石川眞佐江 前掲論文、107頁。
- (5) 寄ゆかり 「保育者養成校での『保育内容・表現』における音楽の位置づけ」『大阪千代田短期大学紀要』45、2016、35-48頁。
- (6) 智原江美、鍋島恵美、和田幸子、田中慈子 「アンケート調査からみた保育者養成校における総合的な表現活動に関する授業の実施状況」『京都光華女子大学京都光華女子大学短期大学部研究紀要』54、2016、197-208頁。
- (7) 多古綾花 「保育者の『身体表現あそび』についての意識調査」『湘北紀要』29、2008、43-54頁。
- (8) 長橋秀樹 「美術教育における幼児教育と初等教育の接続に関する課題」『常葉大学教育学部紀要』2016、139-156頁。
- (9) 小林美実 「幼児の表現、その考え方と教育法」日本保育学会『保育学研究』、2002.第40巻第1号、pp.104-113。
- (10) 文部省 「幼稚園制度の改革」『幼稚園教育百年史』ひかりのくに、1979、304-305頁。
- (11) 文部省、前掲書、331-332頁。
- (12) 文部省、前掲書、334-335頁。
- (13) 文部省、前掲書、337頁。

- (14) 砂上史子 「保育内容「表現」の歴史的変遷」平田智久・小林紀子・砂上史子編『保育内容「表現」』2012、ミネルヴァ書房、23頁。
- (15) 小山優子 「幼児教育カリキュラムの史的展開—戦後わが国の『保育構造』論を中心にして—」『島根女子短期大学紀要』、Vol.40、2002、41-51頁。
- (16) 森上史郎 「幼稚園令（大正十五年）から、新・教育要領（平成元年）まで」『戦後保育50年史』第2巻、栄光教育文化研究所、1997、349-363頁。
- (17) 文部省、前掲書、417-419頁。
- (18) 坂元彦太郎 「領域の功罪と『活動の全貌』」『戦後保育50年史』第2巻、栄光教育文化研究所、1979、97-99頁。
- (19) 文部省、前掲書、419頁。
- (20) 以前の教育要領の問題点として、1. 幼稚園教育の基本的な概念が明確にされておらず、教師の共通理解が得にくい、2. 多様なねらいが網羅的に羅列されていて、ねらいと内容、活動などの関連がわかりにくい、3. 一人ひとりの発達に即応した指導に十分に応じられるようになっていない、4. 環境の変化によって、保育内容としての強調点が変わってきている、5. 家庭、地域社会、小学校等の連携がこれまで以上に求められているなどの点が指摘された。（森上史郎、前掲書、357頁）
- (21) 森上史郎、前掲論文、360頁。
- (22) 河野重雄・平井信義 「〈対談〉新しい幼稚園教育要領・保育所保育指針にみるこれからの幼児教育・保育の在り方」『戦後保育50年史』第2巻、栄光教育文化研究所、1997、339-348頁。
- (23) 福元真由美 「幼児期の教育と教育課程」、『幼児教育課程総論』2011、24頁。
- (24) 小山優子 前掲論文、2002、41-51頁。
- (25) 「幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryo/07072701/007.htm
- (26) 砂上史子 前掲論文、2012、28頁。
- (27) 石川眞佐江 前掲論文、2013、106頁。
- (28) 石川眞佐江 前掲論文、2013、106頁。
- (29) 森上史郎 前掲論文、361頁。
- (30) 杉本久枝 「領域『表現』における感性についての考察：音楽・絵画造形における感性の捉え方の相違に着目して」『お茶の水女子大学子ども学研究紀要』Vol. 4、2016、44頁。
- (31) 学習指導要領 音楽編（試案）第一章 音楽教育の目標 <https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap1.htm>
- (32) 学習指導要領 音楽編（試案）まえがき <https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/index.htm>
- (33) 学習指導要領 図画工作編（試案） <https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejc/index.htm>
- (34) 第二章 図画工作の学習と児童・生徒の発達 <https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejc/chap2.htm>
- (35) 第四章 図画工作の学習指導法 <https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejc/chap4.htm>
- (36) 保育要領一 まえがき <https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/chap1.htm>
- (37) 三 幼児の生活指導 <https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/chap3.htm>
- (38) 一 まえがき <https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/chap1.htm>
- (39) 六 幼児の保育内容—楽しい幼児の経験— <https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/chap6.htm>

- (40) 小学校学習指導要領 昭和33年改訂 <https://www.nier.go.jp/guideline/s33e/index.htm> 小学校学習指導要領全教科の主眼は「道德教育の徹底」「基礎学力の充実」「科学技術教育の向上」におかれ、教育の効率化や系統主義へと転換が図られた。
- (41) 第5節 音楽 <https://www.nier.go.jp/guideline/s33e/chap2-5.htm>
- (42) 第6節 図画工作 <https://www.nier.go.jp/guideline/s33e/chap2-6.htm>
- (43) 第2章 内容 <https://www.nier.go.jp/guideline/s38k/chap2.htm>
- (44) 第6節 音楽 <https://www.nier.go.jp/guideline/h01e/chap2-6.htm>
- (45) 第7節 図画工作 <https://www.nier.go.jp/guideline/h01e/chap2-7.htm>
- (46) 幼稚園教育要領 <https://www.nier.go.jp/guideline/h01k/index.htm>
- (47) 第6節 音楽 <https://www.nier.go.jp/guideline/h19e/chap2-6.htm>
- (48) 第7節 図画工作 <https://www.nier.go.jp/guideline/h19e/chap2-7.htm>
- (49) 杉本久枝 2016、43-56頁。
- (50) 杉本久枝 前掲論文、43-56頁。
- (51) 杉本久枝 前掲論文、54頁。
- (52) 平田智久 「領域・表現」別冊発達29『新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』2009年、ミネルヴァ書房。
- (53) 砂上史子 前掲論文、2012、26頁。